

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八王子市長 初宿 和夫

市町村名 (市町村コード)	八王子市 (13201)
地域名 (地域内農業集落名)	加住地区(高月町) (高月・滝・小作)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は都内でも希少な水田地帯であり、3つの集落に分かれている。
・米は「高月清流米」として一定の認知をされている。その他、野菜類、パッションフルーツ等の果樹、花き、畜産等様々な農業が営まれており、販売先として都内唯一の道の駅八王子滝山が近傍に存在している。
・それぞれの集落で現在は田と畑が混在しており、畔や法面、水路等に不備がある農地が存在するほか、イノシシ等による獣害も課題となっている。
・田畑いずれにおいても農業用施設の老朽化や未整備の用排水路、道路付け、形状、日当たり等の条件が悪いほ場が存在する。
・令和4年度に実施した農地所有者へのアンケート調査の結果、今後の農業経営の意向として「規模拡大」は約1割と少なく、「現状維持」、「荒れない程度に管理」がそれぞれ約2割、規模縮小、離農は合わせて約3割となっている。
・担い手は、高齢化が進み減少傾向であり、田は営農集団等を中心に維持しているものの、今後担い手のみで維持していくことは難しい状況にある。
・圃場条件の改善等により、営農効率を高めることで、既存の担い手の規模拡大や地域外からの担い手を確保する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・令和4年度に実施した農地所有者へのアンケート調査の結果、今後の農業経営の意向として「規模拡大」、「現状維持」、「荒れない程度に管理」を合わせると全体の約半数は継続して農地利用を進めると考えられる。しかし、約3割の農地所有者が縮小ないし離農を希望していることから、将来的には担い手が減少することが見込まれる。
・現在の営農を継続しつつ、農地所有者等の合意形成を図り、田畑の区分けや大区画化、畑地の土壌改良等、営農環境の改善を行う。
・田は、営農集団を中心に、地域で自走可能な機械や施設等の導入を検討し、後継者育成に取り組む。畑については、地域外も含めて担い手の受入を検討する。
これらの取組により、田、畑それぞれの農地の有効利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を有効的に活用し、担い手を中心に集積・集約化を進めるほか、営農集団での農地管理を含めて多様な担い手による農地の有効利用を図る。また、営農効率向上のため田畑の区分け、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の周知を行い、農地所有者の貸付意向時期に配慮し、担い手への農地の貸借を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
【地域全体】 市やJA、関係機関と連携し、農地所有者等の合意形成を図り、田畑の区分けや大区画化、畑地への転換・土壌改良のほか、道路付けや用排水路等の基盤整備について検討していく。 また、農地に隣接する山林管理とともに獣害対策等を検討する。 【高月】 上記の基盤整備を検討するほか、共同利用可能な施設等の整備を検討する。 【滝】 上記の基盤整備を検討するほか、農作業体験等に使用するほ場の整備を検討する。 【小作】 上記の基盤整備を検討するほか、都道の出入口に車両感应式の信号機設置について関係機関と協議する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、田は営農集団を中心に、自走可能な機械や施設等の導入を検討し、後継者育成に取り組む。畑については、地域外も含めて担い手の受入を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①既存の獣害被害対策と併せ、獣害駆除対策に取り組んでいく。 令和4年度(2022年度)から本市産業振興部獣害対策課が地域ぐるみ獣害対策推進事業を実施している。獣害対策ロードマップの作成など、本事業を通じて地域が継続的な取組みを実施していけるよう検討していく。 ④田と畑との区分けとともに、土壌改良等も含めた田から畑への転換を検討していく。 ⑧地域で共同利用可能な施設等の整備について検討していく。									